

# 第1回旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場活用検討委員会 次 第

日時：平成28年11月1日(火)

午後1時30分～

場所：桶川市役所 仮設庁舎3階  
会議室301

## 1. 開 会

- (1) 市長挨拶
- (2) 委員紹介
- (3) 委員長の選出
- (4) 委員長挨拶

## 2. 内 容

- (1) 旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場活用検討委員会設置要綱について  
・・・資料1
- (2) 旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場活用検討委員会の会議の公開に  
関する取扱要領（案）について  
・・・資料2
- (3) 活用検討委員会の目的について  
・・・資料3
- (4) 旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場について  
・・・資料4
- (5) 「桶川分教場」の活用の方向性について  
・・・資料5

## 3. その他

- (1) 今後のスケジュール
- (2) その他

## 4. 現地見学

## 5. 閉 会

桶川市告示第 208 号

旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場活用検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成 28 年 10 月 25 日

桶川市長 小野克典

旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場活用検討委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、桶川市指定文化財旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場建物保存活用計画（以下、「保存活用計画」という。）の策定にあたり、次に掲げる事項について、学識経験者、関連団体等からの幅広い意見を聴取することを目的として、旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場活用検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置するために必要な事項を定めるものとする。

- (1) 旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場の活用に関すること。
- (2) その他、市長が必要と認めること。

(委員構成)

第 2 条 委員会は、掲げる者のうちから 12 人以内で構成する。

- (1) 関係する分野に見識を有する者
- (2) 関連団体の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員任期)

第 3 条 委員の任期は、保存活用計画の策定日までとする。

(守秘義務)

第 4 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第 5 条 委員会には委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の進行を行う。
- 3 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、市長が必要と認める場合に招集する。

- 2 市長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
- 3 委員会の会議は公開する。ただし、公開することにより個人又は法人その他の団体の利益を侵害し、若しくは会議の進行に著しい支障が生じることが明らかであると市長が認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部道の駅・飛行学校跡地整備課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長がこれを定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

## 旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場活用検討委員会の会議の公開に関する取扱要領（案）

## 第1条 趣旨

この要領は、旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場活用検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2条 会議の公開の原則

委員会の会議は、公開とする。ただし、当該会議において取り扱う情報が、桶川市情報公開条例（平成13年桶川市条例第13号、以下「情報公開条例」という。）第7条各号（以下「非公開事項」という。）に該当するとき又はそのおそれがあるときは、当該会議を非公開とすることができる。

## 第3条 公開・非公開の決定方法

委員会の委員長は、会議において、取り扱う情報が情報公開条例の非公開事項に該当すると認めるとき、又は委員会の委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、出席した委員の過半数をもって、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

## 第4条 会議開催の事前公表

会議の開催は、事前に所定の方法（庁舎内への案内の掲示など）により公表する。公表後に公表内容の変更が生じた場合も同様とする。

## 第5条 公表の内容

公表する会議の内容は、会議名、議題、日時、場所、傍聴の可否、傍聴の定員その他必要な事項とする。

## 第6条 傍聴者の範囲

何人も、会議を傍聴することができる。ただし、次のいずれかに該当する者は、傍聴することはできない。

- (1) 銃器その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) はちまき、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者
- (6) その他、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

## 第7条 傍聴者の定員

- (1) 傍聴者の定員は10名とする。ただし、会議開催会場の都合により定員を変更することができる。
- (2) 傍聴希望者が傍聴定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、先着順によりがたい場合は、抽選によることができる。

#### 第8条 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、別に定める傍聴の遵守事項を守り、委員長の指示に従って、静粛に傍聴しなければならない。

#### 第9条 会議資料の配布

会議を公開する場合は、傍聴者に議案概要一覧を配布する。

#### 第10条 会議録の公開

公開、非公開の会議にかかわらず、会議録は、情報公開条例に基づき公開（非公開事項を除く。）が可能となるものであるが、市は主体的に会議録を公表することにより、会議の透明性の確保に努めるものとする。

# 傍聴要領（心得）

## 傍聴の遵守事項

旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場  
活用検討委員会

### 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場活用検討委員会の委員長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、開会30分前から開会5分前とします。なお、傍聴を希望する方が定員を超える場合は、先着順により決定しますが、先着順によりがたい場合は、抽選を行います。

### 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

### 3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において写真撮影、録画及び録音は行わないこと。
- (5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。



## 活用検討委員会の目的について

## 1. これまでの経緯について

- ・熊谷陸軍飛行学校桶川分教場は、飛行学校として利用されていた時期、引揚寮である「若宮寮」として利用されていた時期を経て、改めて「旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場」として保存・活用する取り組みが始まっています。

## 【熊谷陸軍飛行学校桶川分教場】

- 昭和 12 年 6 月 ・熊谷陸軍飛行学校桶川分教場開校
- 昭和 20 年 2 月 ・組織改編に伴い閉鎖（その後終戦まで特別攻撃隊訓練場として運用）

## 【若宮寮】

- 終戦後 ・海外からの引揚者や住宅困窮者のための市営の引揚寮となる
- ・平成 19 年まで利用される

## 【飛行学校としての保存・活用への転機】

- 平成 21 年 ・1 万 4,000 筆の署名とともに、飛行学校保存の要望書が NPO 法人旧陸軍桶川飛行学校を語り継ぐ会より提出される
- 平成 22 年 ・若宮寮用地の活用のため、9,552.80 m<sup>2</sup>の国有地・工作物を3,420 万円で市が国から取得
- 平成 25 年 ・検討委員会（外部委員会）開催  
⇒『旧若宮寮跡地の活用方針について（提言）』

## 【保存活用に向けた各種調査・検討】

- 平成 26 年 ・基本計画策定（9 月）

## 【旧若宮寮（旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場）跡地整備基本計画 整備の方針】

- ①熊谷飛行学校桶川分教場の歴史的な価値の保全継承を図る
- ②平和を考える場として活用を図る
- ③広域的な観光ルートを視野に入れたテーマ性の高い立ち寄り観光拠点とする
- ④地域で利活用できる施設とする

## 【旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場跡地整備基本方針（平成 26 年 12 月 26 日市長決裁）】

- 建物群の価値や景観を最大限に活かした整備を図る

- 平成 27 年 ・学術調査、基本設計を行う
- ・旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場の現存する建造物 5 棟が市の有形文化財に指定される（平成 28 年 2 月 29 日）
- 平成 28 年 ・解体調査研究を行う
- ・旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場保存活用計画の検討開始  
⇒活用検討委員会を開催し、活用に関する意見を頂く

## 【平成 29 年度以降の予定】

- 実施設計
- 復原工事

## 2. 活用検討委員会の役割・検討の進め方について

### 【保存活用計画策定の目的】

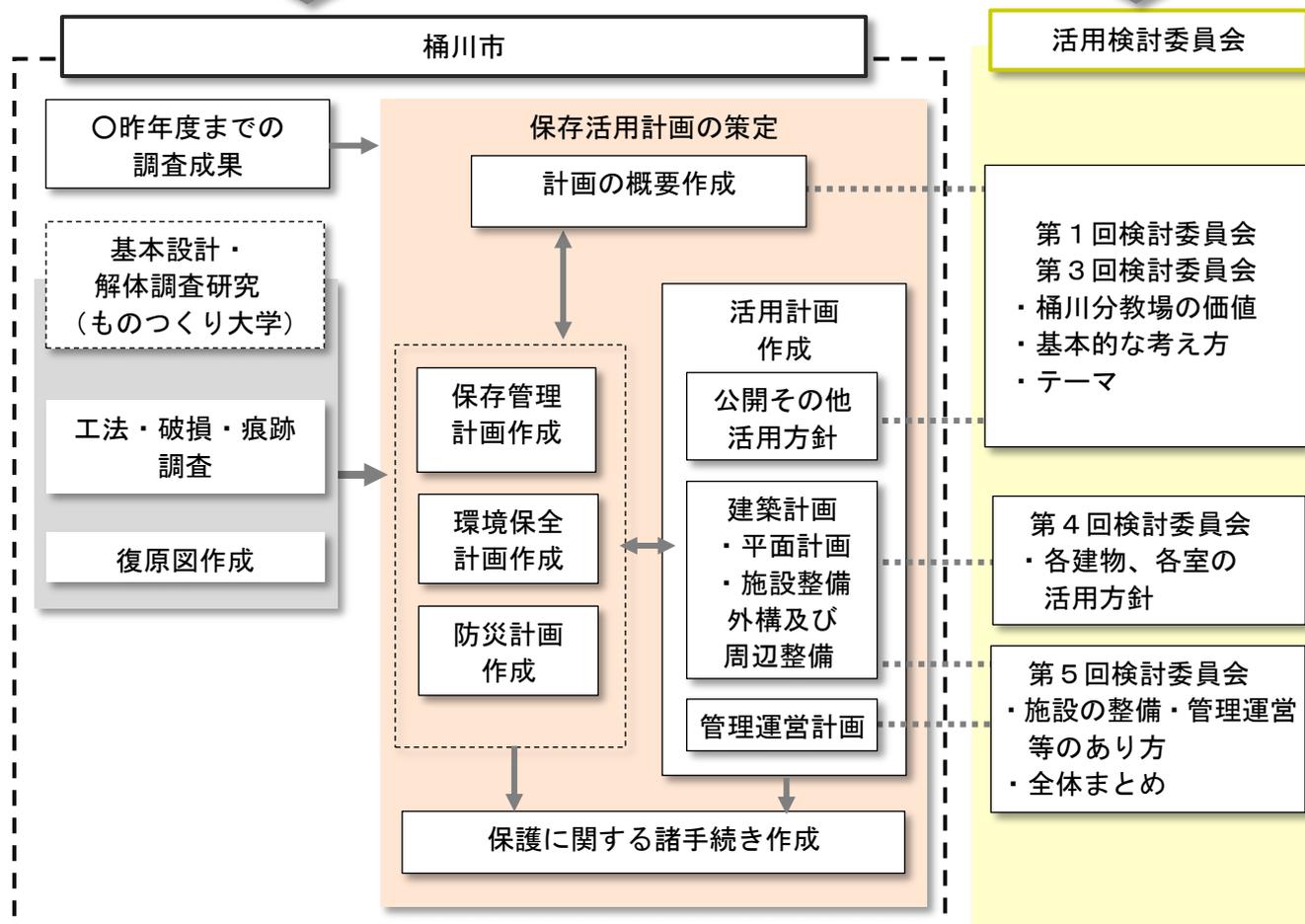
- ・旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場の現存する建物の保存・活用の基本方針を整理し、取り扱い基準を定め、今後の望ましい保存・活用のあり方を示す。
- ・旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場を今後整備するにあたり、具体的な各建物の使い方、保存・活用する対象となる空間の範囲を定める。
- ・保存活用計画は、文化庁の定める『重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針』及び『重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領』に準じた構成・内容とする。

### 【保存に関する検討の進め方】

- ・解体調査の結果を踏まえながら、文化財としての価値を保存・継承に向けた保存の方針を示す。

### 【活用に関する検討の進め方】

- ・活用検討委員会を開催し、建物の活用に関する意見を頂く。
- ・頂いた意見や市のまちづくりの方針等を踏まえて、市としての活用の方向性を示す。



## 旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場について

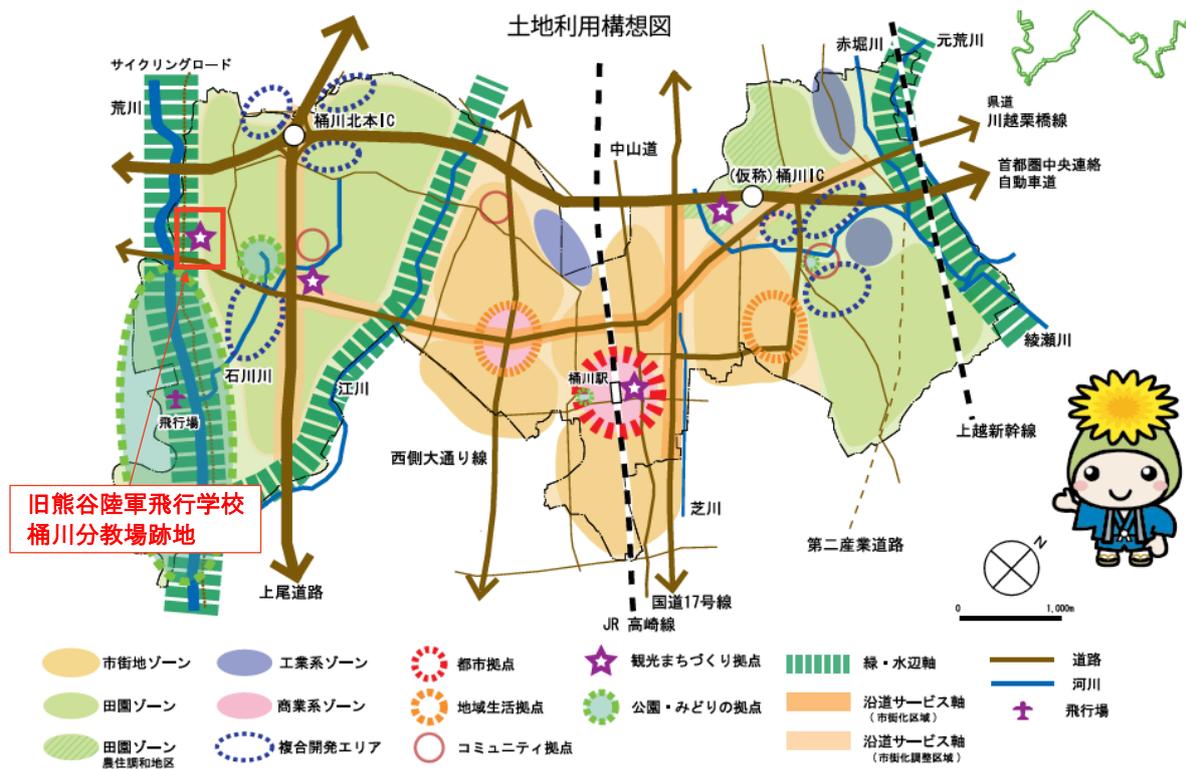
### 旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場とは

- ・旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場（以下桶川分教場）は、日本陸軍の航空学校の中核といえる熊谷陸軍飛行学校の分教場のひとつとして、昭和 12 年 6 月に開校してから閉校までの 8 年間に推定 1,500～1,600 人の航空兵を教育していました。
- ・その後、戦争末期には特別攻撃隊の訓練場となりました。
- ・戦後、引揚寮である「若宮寮」となり、桶川分教場の建物の一部に、平成 19 年まで海外からの引揚者や住宅困窮者が暮らしていました。
- ・平成 28 年 2 月 2 9 日に市の有形文化財に指定され、現在に至ります。

### 桶川市のまちづくりにおける旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場の位置付け

#### ○桶川市第五次総合振興計画（平成 23 年度～平成 32 年度）

- ・市の最上位計画である第五次総合振興計画において、桶川分教場は、「観光まちづくり拠点」として位置づけられており、その利活用に努めるものとしています。



#### ○桶川市都市計画マスタープラン（改訂版）（平成 25 年 3 月）

- ・川田谷地域別構想地区整備の方向性：「荒川沿いのサイクリングロード、斜面林と一体となった地域資源としての旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場を活用し、公園機能を含めた観光まちづくり拠点の形成に向けた検討を行う」

## 桶川分教場の概要

### ○桶川分教場の範囲

- ・桶川分教場として整備されていた敷地のうち、遺構が現存し、市が所有している土地は9,552.80㎡で、13筆に分かれています。すべての地目は宅地です。
- ・建造物の他に、敷地内には、工作物として貯槽（コンクリート造）、諸標、建物の基礎の跡があります。



桶川分教場の範囲

(出典:整備基本計画、弾薬庫の建物・文字を追記)

○建物配置図

- ・守衛棟、車庫棟、兵舎棟、便所棟、弾薬庫以外にも、複数棟の建物が存在していたことが確認できます。



昭和 22 年の航空写真

(出典:1947 年航空写真[国土地理院所蔵])

○建造物等の現況

- ・平成 28 年 2 月 29 日に市の有形文化財に指定された建造物は、守衛棟、車庫棟、兵舎棟、便所棟、弾薬庫の 5 棟です。昭和 12 年に竣工されてから、79 年が経過しています。



上段左から 守衛棟、車庫棟、

下段左から 兵舎棟、便所棟、弾薬庫

## ■ 陸軍飛行学校とは（旧熊谷陸軍飛行学校）

- ・日本陸軍の航空関係の諸学校は、飛行機操縦士等を養成する飛行学校（11校）、飛行機の整備や航法、通信に関する学校（7校）がありました。
- ・飛行学校の中核的役割を担った熊谷陸軍飛行学校は、各地に所在する既存あるいは新設の陸軍飛行場に分教場（28校）を設置しました。
- ・桶川分教場は、熊谷陸軍飛行学校が抱える多くの分教場のひとつです。



陸軍における航空に関連する学校 組織図  
（調査：パシフィックコンサルタンツ株式会社）

## ■ 桶川分教場の役割とその変遷

- ・ 桶川分教場は昭和 12 年に開校し、飛行機操縦の基本教育が行われ、昭和 20 年の閉校までに推定 1,500～1,600 人の飛行兵の訓練が実施されました。
- ・ 終業後は、全国の飛行学校でさらに高度の訓練を行うか、台湾・朝鮮等の外地の部隊で実戦機による訓練を経て、実戦部隊に配属されました。
- ・ 桶川分教場は時代背景とともに変遷があり、その内容から 3 期に区分することができます。

### 【第一期（昭和 12 年頃～15、16 年）】

- ・ 生徒は、歩兵など他の兵科から航空兵を希望して入隊した召集下士官

### 【第二期（昭和 18 年頃～20 年 2 月学校廃止）】

- ・ 生徒は、少年飛行兵、学徒出陣により入隊した特別操縦見習い士官

### 【第三期（昭和 20 年 2 月～同年 8 月終戦）】

- ・ 戦況が激しくなり、特攻隊の訓練場となる。

（出典：旧若宮寮跡地の歴史と現状調査業務委託報告書）



兵舎棟前入校式  
昭和 18 年頃



教室棟内部  
昭和 18 年頃



食堂棟・車庫棟  
昭和 50 年頃



兵舎棟・食堂棟  
昭和 56 年

（出典：写真左2つ 写真報道 学鷲[朝日新聞社発行]

写真右2つ NPO 法人旧陸軍桶川飛行学校を語り継ぐ会所蔵）

## ■ 戦争遺跡としての桶川分教場の位置付け

### ○陸軍飛行学校の現状

- ・ 陸軍飛行学校の中で、滑走路の跡や建物、基礎などの何らかの遺構が残っている飛行学校は、明野陸軍飛行学校、浜松陸軍飛行学校、宇都宮陸軍飛行学校、大刀洗陸軍飛行学校、鉾田陸軍飛行学校の 5 箇所のみとなっています。

### ○埼玉県内の戦争遺跡について

- ・ 埼玉県は首都東京に隣接しているため、比較的早くから軍施設が建設されてきました。終戦時には飛行場や学校、造兵廠など 40 を超える軍事施設がありましたが、大部分は既に滅失しています。
- ・ 建物や工作物が現存する飛行学校・分教場は、桶川分教場のほかに、4 箇所ありますが、飛行場跡が現存し、複数の木造建造物が残る飛行学校の戦争遺跡は、桶川分教場のみです。
- ・ その他の現存する戦争遺跡は、造兵廠跡が 5 箇所、その他 1 箇所あります。

## 埼玉県内の戦争遺跡の現存状況

分類	名称	開設	所在地	現存状況	
司令部	浦和連隊区司令部			—不明	
航空基地・ 教育機関	所沢陸軍飛行場	昭和10年	所沢市中富南一丁目	○	
	浦和飛行場	昭和11年	志木市（荒川河川敷）	×	
	越谷陸軍飛行場	昭和20年	さいたま市岩槻区末田、 越谷市小曾川9付近	○	
	陸軍航空士官学校				
		豊岡陸軍飛行場	昭和12年	入間市（入間基地）	×
		狭山陸軍飛行場	昭和9年	埼玉県入間市狭山台	○
		高萩陸軍飛行場	昭和13年	日高市旭ヶ丘	×
		坂戸飛行場	昭和15年	坂戸市千代田、八幡付近	○
	熊谷陸軍飛行学校				
		熊谷陸軍飛行場・熊谷陸軍飛行 学校・稜威ヶ原飛行場	昭和10年	熊谷市三ヶ尻、御陵威ヶ 原	—不明
		桶川陸軍飛行場・桶川分教場	昭和12年	桶川市川田谷2335-42	○
		児玉飛行場・児玉分教場	昭和19年	児玉郡上里町嘉美付近	—不明
		小原飛行場	完成不明	熊谷市須賀広付近	×
	陸軍唐子飛行場（松山飛行場）	未完成	比企郡滑川町大字都付近	×	
教育機関	陸軍航空技術学校	昭和10年	所沢市並木	○	
	（整備教育を移管） →陸軍航空整備学校	昭和13年	所沢市並木	○	
病院	振武台陸軍病院（旧・白子陸軍病院）	昭和16年	和光市	—不明	
	東京第一衛戍病院（所沢衛戍病院）	昭和10年	所沢市	—不明	
	豊岡陸軍病院	昭和15年	入間市	—不明	
造兵廠・航空 廠・被服廠・ 研究所	造兵廠	東京第一陸軍造兵廠川越製造所	昭和12年	上福岡市福岡2-1-4	○
		東京第一陸軍大宮製造所・研究所	昭和15年	さいたま市北区日進町1丁 目地内	×
		東京第二陸軍造兵廠深谷製造所	昭和18年	深谷市原郷、櫛引、明戸	○
	航空廠	陸軍航空部補給部所沢支部	大正12年	所沢市東住吉付近	○
		立川航空廠跡	未完成	滑川町福田2013ほか	—地下壕
		立川陸軍航空廠寄居出張所	昭和16年	寄居町三ヶ山ほか	○
	被服廠	陸軍被服本廠朝霞出張所	昭和16年	朝霞市膝折	○
その他軍施設	射撃演習場跡		所沢市山口字雑魚入	×	
	赤坂憲兵分隊所沢分遣所	明治44年	所沢市西新井町付近	○	
民間軍需工場	旧中島飛行機大宮製作所	昭和17年	さいたま市北区宮原町1-1	×	
	中島飛行機地下軍需工場（吉見百穴）	未完成	吉見町北吉見字六の耕地 325他	—地下壕	
	陸軍第一航空軍前高谷戦闘司令部	未完成	小川町高谷付近	—地下壕	
	浅野カーリット川越工場	昭和11年	川越市萱沼付近	—不明	

（調査：パシフィックコンサルタンツ株式会社）

## ■ 桶川分教場及びその周辺における取組状況

### ○ 「旧陸軍桶川飛行学校を語り継ぐ会」の活動

- ・平成 16 年、当時の様子を紹介する写真等の展示を行った「平和を考える 10 日間」をきっかけに、当時を知る関係者が集まり、二度と戦争を繰り返さないという思いも込めて、翌年、会が結成されました。

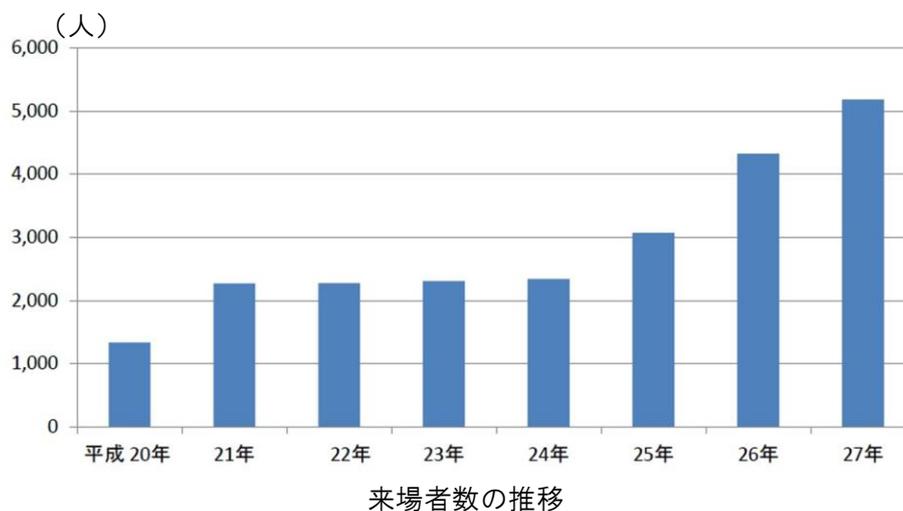
#### ① 主な活動

- ・会報誌『大空への鎮魂』の発行（活動をスタートした平成 18 年から継続）
- ・当該施設において、写真展示と見学者への案内ガイド（土・日・祝日を中心）
- ・登録文化財・活用方法等の検討に関する提言の提出
- ・桶川市主催「平和を考える 10 日間」への協力、平和講演会登壇（平成 22 年 8 月）
- ・シンポジウム「桶川飛行学校からのメッセージ」を桶川市と共催（平成 26 年 11 月 4 日）
- ・桶川市との協働事業「戦後 70 年平和を守り・語り継ぐ」に参加
- ・ボランティアグループ紅花の会との協働事業で、特攻隊員の手記朗読

#### ② これまでの来場者数

- ・データ取得期間：土日祝日、平成 20～27 年 11 月  
（名簿に記載しない見学者や平日の見学者が含まれていないため参考数値）

	来場者数 (人)	累 計 (人)	備 考
平成 20 年	1,334	1,334	
21 年	2,272	3,606	
22 年	2,275	5,881	
23 年	2,311	8,192	
24 年	2,342	10,534	
25 年	3,070	13,604	
26 年	4,326	17,930	
27 年	5,184	23,114	11 月まで





## 「桶川分教場」の活用の方向性について

○市では、これまでの検討から、下記に示すように、

- ①桶川分教場の歴史的価値、②平和教育の場、③観光振興、④地域住民の交流等の4つの視点から、桶川分教場の活用を図ることを考えております。

### 【桶川市の桶川分教場の保存活用に向けた考え方】

【旧若宮寮（旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場）跡地整備基本計画 整備の方針】

- ① **熊谷飛行学校桶川分教場の歴史的な価値の保存継承を図る。**
  - ・旧建物群のホンモノの価値を保存するため、建物の保存修理を行う。
  - ・分教場に係る資料の収集保全を図る。
  - ・運営活用の担い手の育成を図る。
- ② **平和を考える場として活用を図る**
  - ・飛行学校等の資料展示を行う場とする。
  - ・運営活用の担い手と協働ができる場とする。
  - ・本市の民俗資料館等と連携した運営とする。
- ③ **広域的な観光ルートを視野に入れたテーマ性の高い立ち寄り観光拠点とする**
  - ・陸軍飛行学校桶川分教場の歴史的価値を伝える専門性の高い施設とする。
  - ・本部兵舎棟の正面性を活かした景観形成を図る。
  - ・埼玉県平和資料館等とも連携できる場とする。
  - ・眺望（荒川河川敷、富士山等）に優れた視点場とする。
- ④ **地域で利活用できる施設とする**
  - ・サイクリングロードや運動公園利用者の便益施設とする。
  - ・サークル活動や講座等ができる場とする。
  - ・宮庭等を広場として、サクラ等を楽しめる場とする。



【旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場跡地整備基本方針（平成26年12月26日市長決裁）】

- 建物群の価値や景観を最大限に活かした整備を図る

○今回と次回会議の2回に渡って、「桶川分教場」の活用に向けた取組を進めるにあたり、上記の4つの視点から、どのような活用の方向性がよいか、ご意見・ご提案を頂きたいと考えております。